

平成二十年十二月二十二日提出  
質問第三七六号

外交文書の公開基準に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

## 外交文書の公開基準に関する質問主意書

一 外交文書の公開基準について説明されたい。

二 外交についての国民への情報公開、情報の透明性確保に対する外務省の見解如何。外務省として、外交文書はじめ外交に関する情報を可能な範囲で国民に公開し、またその時に公開することが困難であった案件については事後的に公開してきちんとした説明を国民に行うべきであり、そうすることで国民の支持、理解を得て初めて強力な外交を行えるものと考えているが、外務省の見解を示されたい。

三 外交文書の公開の可否は、最終的には外務省職員により判断されるものであると承知するが、右は適当か。外交文書の公開の可否を外務省職員の裁量のみで判断するのではなく、二で述べた見地からも、また、国民の意志を反映するという観点からも、最終的には内閣の裁量とすべきではないのか。麻生太郎内閣総理大臣の見解如何。

右質問する。